

<<<新旧対照表>>>

新				旧			
○多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和52年 3 月26日条例第 3 号 (報酬の額) 第 2 条 報酬の額は、別表のとおりとする。 (費用弁償) 第 4 条 非常勤の職員が公務のため旅行したときは、別表に定める額を費用弁償として支給する。 別表 (第 2 条、第 4 条関係)				○多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和52年 3 月26日条例第 3 号 (報酬の額) 第 2 条 報酬の額は、別表のとおりとする。 (費用弁償) 第 4 条 非常勤の職員が公務のため旅行したときは、別表に定める額を費用弁償として支給する。 別表 (第 2 条、第 4 条関係)			
区分		報酬額		区分		報酬額	
教育委員会委員		月額	40,000円	教育委員会委員		月額	40,000円
<略>				<略>			
専門委員		日額	8,000円	専門委員		日額	8,000円
表彰審査委員会委員 総合計画審議会委員 【削る】		日額	8,000円	表彰審査委員会委員 総合計画審議会委員 個人情報保護審議会委員		日額	8,000円
子どもの権利委員会委員 <略>				子どもの権利委員会委員 <略>			
是正請求審査会委員 <略>		日額	12,000円	是正請求審査会委員 <略>		日額	12,000円
<略>				<略>			
<略>		<略>		<略>		<略>	
備考 <略>				備考 <略>			
摘要	改正理由 個人情報保護法の改正（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律。令和5年4月1日施行部分）に伴い、自治体における個人情報保護も同法の対象となります。 このため、主に個人情報の目的外利用や外部提供の是非について審議をしていた「個人情報保護審議会」を廃止することとし、同審議会委員の報酬の定めを削ります。						